

広島県告示第百二十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和八年二月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 処分をした年月日

令和八年二月十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

合同会社ケイシヨウ

広島市中区鞆町一五番一〇号 SKビル3F

代表社員 松島 諒太

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―五）第四〇九六〇号

四 処分の内容

とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取り消し

五 処分の原因となった事実

合同会社ケイシヨウの役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者に該当することが判明した。

このことは、建設業法第八条第十二号の欠格要件に該当し、同法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消事由に該当する。